



このメールマガジンは群馬産業保健推進センターのホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

目 次

1. 業務上腰痛の認定基準について
2. メンタルヘルス対策管理者研修を実施してみませんか
3. 中小企業向けメンタルヘルス・e-learning 研修のご紹介
4. 産業保健相談事例のご紹介
5. 産業保健セミナー（2・3月の予定）のご案内
6. 1月のセミナー結果
7. 関係機関の動き

業務上腰痛の認定基準について

昨年12月27日、厚生労働省のホームページにおいて「業務上腰痛の認定基準」に関するリーフレットが新たに掲載されました。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/111222-01.html>

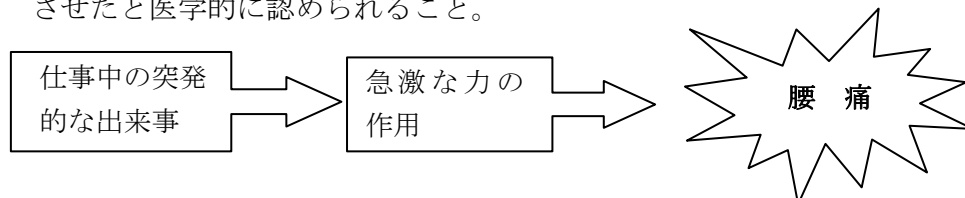
これは労働者に発症した腰痛が業務上のものとして労災認定できるかを判断するための認定基準について説明しているものです。

この認定基準では、労災保険の補償対象となる腰痛（医師により療養の必要があると診断された腰痛）を次の2種類に区分して要件を定めています。

1 災害性の原因による腰痛

負傷などによる腰痛で次の①及び②の要件を満たすものです。

- ①腰の負傷又はその不詳の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的出来事によって生じたと明らかに認められること。
- ②腰に作用した力が腰痛を発症させ、又は腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること。



2 災害性の原因によらない腰痛

突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など腰に過度の負担のかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて、仕事が原因で発症したと認められるものです。



厚生労働省の発表によると、平成 22 年における職業性疾病の発生数は 8,111 人で、そのうち災害性腰痛は 4,960 人と約 6 割以上を占めています。当センターにおいても、腰痛対策セミナーとして、1 月 18 日に「腰痛にならないために」を行いました。受講を逃したという方は、3 月 15 日にも「職場における腰痛対策」があります。講師は、赤城病院内科部長の藤田晴康先生です。産業医研修として行うものですが、どの職種の方でもご参加いただけます。お申し込みは当センターホームページからどうぞ。

メンタルヘルス対策管理者研修を実施してみませんか

事業場が行うメンタルヘルス対策の中でも、管理監督者（上司等）の「ラインによるケア」や衛生管理者等の「産業保健スタッフ等によるケア」は、中心となる重要なものです。当センターでは、平成 22 年度よりメンタルヘルス対策支援事業として、管理監督者等を対象とした研修を無料で行っています。

内容は、

- ・ストレスとは
- ・メンタルヘルス不調について
- ・職場におけるメンタルヘルスケアの進め方
- ・4 つのケアとは
- ・ストレスコントロールについて

など（所要時間 1 時間～1 時間半）ですが、ご希望によりアレンジも可能です。

講師は、経験豊富な社会保険労務士や、産業カウンセラーなど専門家の先生で、県内の事業場等会場へ行って実施します。管理職層が集まる会議や、安全衛生委員会等でぜひご活用ください。

なお、対象は管理監督者が中心ですが、他の労働者も参加可能です。（ただし事業場全体の労働者に対する研修はできません。1 事業所 1 回限り。）

お問い合わせ、お申し込みは、

メンタルヘルス対策支援センター（群馬産業保健推進センター内）

電話 027-289-3110

まで、どうぞ。また、ご希望により、促進員（社会保険労務士、産業カウンセラー等）が個別に企業を訪問してご相談に応じています。お気軽にお電話ください。

中小企業向けメンタルヘルス・e-learning 研修のご紹介

メンタルヘルス対策の光が届きにくい中小企業向けに e-learning によるメンタルヘルス研修を無償で提供するプロジェクトをご紹介します。

このプロジェクトは、群馬県自殺対策アクションプラン（群馬県自殺総合対策行動計画）に基づき、群馬県地域自殺対策緊急強化基金を活用して行われる事業で、中小企業の経営者が集う NP0 夢未来 21、群馬大学大学院保健学研究科・椎原研究室、両毛ビジネスサポートが連携して遂行しております。

群馬産業保健推進センターをはじめ、群馬・職域メンタルヘルス交流会(GOM)、群馬衛生管理者協議会、群馬産業看護研究会、そして、近年、中小企業に対してメンタルヘ

ルス対策を熱心に指導している群馬労働局からも推薦を頂いております。

メンタルヘルスの研修は、大企業では定期的に行われていますが、実際に企画すると
なると、講演講師、会場、従業員の業務調整などが必要で、コストもかかりますが、群
馬県内で 300 名以下の中小企業の方に無償で提供しております。

1 名からの受講も可能ですので、是非、この機会に研修を受けられることをお勧めし
ます。

※ e-learning (e-ラーニング) とは？

ネット上にある教材をパソコン上で学習することで、メンタルヘルス研修を実現し
ます。ネット上ですので、従業員は好きな時間に、好きな場所で、研修を受けるこ
とができますし、管理者側も受講者の進行状況、履歴などの情報を得ることができ
ます。

興味がおありの方は、以下のアドレスにアクセスして、ID と PASSWORD を取得した上
で、受講してください。

<http://www.e-mental.jp>

ご不明な点は、遠慮なく下記（両毛ビジネスサポート）にご相談ください。具体的
にご説明いたします。

両毛ビジネスサポート： rbsel@ryomo.co.jp 電話 0277-70-6690

産業保健相談事例のご紹介

産業保健推進センターでは、産業保健に関する相談業務を実施しています。当センタ
ーに寄せられた相談事例を紹介します。

Q. 工場では、部品の強度や耐性をチェックするために摂氏 5-40 度の恒温室内で働く
ことがあります。作業量としては不定期で連続作業時間は平均して 5-10 分位/日、
長くても 1 時間位ということです。これまでのところ高温の場合は特に問題なかつ
たようですが、低温の場合は調子の悪くなる人がいたということでした。防寒服は
用意してあります。このような場合でも、法律的な有害業務として扱い、環境測定
や特殊健康診断をした方が良いでしょうか？

A. まず、健康診断については、労働安全衛生規則に

**第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働
者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四
条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。**
と規定されていまして、この場合には年 1 回実施する定期健康診断を半年以内ごとに
1 回実施することになります。同条文中の「第十三条第一項第二号に掲げる業務」の
中に

著しく暑熱な場所における業務、著しく寒冷な場所における業務
というものがありまして、具体的な温度には触れていませんが、お尋ねの「摂氏 5-40
度の恒温室内で働く」という作業は、これに該当するものと思います。

また、同条文中の「常時従事する労働者」ということですが、これについては行政
から発出されている解釈例規等はなく、具体的な従事時間の長さや頻度等に関する規
定はありません。しかし、じん肺法第 6 条の解釈例規として

「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に引き

続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないこと。」（昭和 53. 4. 28 基発第 250 号）

とあります。これに基づいて「常時従事する」ということを考えてみますと、1 日の作業に従事する時間がわずかであっても、また毎日従事する作業でなくとも、繰り返し、引き続き従事する場合には、該当する場合もありそうです。しかし、行政解釈では何も具体的な従事時間には触れていませんので、定期健康診断結果等を基に産業医などの先生とご相談されることがよろしいかと思います。また、防寒服等の保護着を着用することは大切なことと思いますが、これにより同条文の適用が免れるものではありません。

作業環境測定につきましては、「暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場」が規定されていて、具体的に労働安全衛生規則第 587 条の規定に該当するものであれば、測定を行わなければなりません。先ほどの健康診断の規定と違い「常時従事する」という文言はありませんので、労働者が従事する時間や頻度にかかわらず、測定しなければならないものと思います。

産業保健セミナー（2・3月の予定）のご案内

当センターの産業保健セミナー（2・3月分）を掲載します。受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

お手数ですが、直前にホームページ

<http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

でご確認の上ご参加ください。

（申し込みいただいた後の変更については、連絡先がはっきりしている方には、センターからご連絡いたします。）

◎メンタルヘルス対策実務向上セミナー				
開催日時	テーマ	講 師	会 場	定員
内 容				
2 月 17 日（金） 14：00～16：00	リラクセーション （自律訓練法）	中山 伸二 氏 （一財）日本健康 管理協会 北関 東支部	（一財）日本健康管 理協会 北関東支 部（旧（一財）東日 本労働衛生センタ ー 北関東支部） *伊勢崎市戸谷塚 町 629 番地 1	20 名
情報の氾濫、対人関係や仕事の複雑多様化、家庭内の問題など社会全体が複雑・スピード化し、競争場面も増加している現代社会において、様々なストレスを抱えています。ストレスの蓄積は、心とからだの健康に悪影響を及ぼします。これらのストレスを軽減する手法としてのリラクセーションを説明します。また、リラクセーションの一つである「自律訓練法」を実際に練習していただきます。				
2 月 23 日（木）	うつ病関係の最近の話	大澤 誠 氏	太田市学習文	50 名

14：00～16：00	題	(大井戸診療所院長)	化センター 第一研修室	
最近のうつ病関係についての話題をお話しします。				

◎健康確保・増進対策セミナー				
開催日時	テーマ	講 師	会 場	定員
内 容				
2月3日(金) 14：00～16：00	栄養指導 * 定員に達したので締め切りました。	笠原 賀子 氏 (群馬県栄養士会副会長)	群馬産業保健 推進センター	締切
「いつも、同じ話だな！(一般的)」「また〇〇食べるなど言っている！(おどし)」。 こんな栄養指導から脱皮しませんか。コーチングを活用して、専門的知識をふまえたオーダーメイドの栄養指導方法を学びます。				

◎産業保健スタッフ実務向上セミナー				
開催日時	テーマ	講 師	会 場	定員
内 容				
2月10日(金) 14：00～16：00	実地研修 * 定員に達したので締め切りました。		日本カーリット(株) * 渋川市半田 2470	締切
県内事業場における安全衛生管理の現場を見学します。 * 事前申し込みが必要となります。お申込の方には、当日の集合場所等をご連絡します。				
2月29日(水) 14：00～16：00	衛生管理者が行う職場の健康づくり	佐藤由美相談員 (保健指導担当)	群馬産業保健 推進センター	20名
昨年度は、職場で健康づくりに取り組む意義と、衛生管理者が中心となって生活習慣病予防に職場ぐるみで取り組んでいる実践例を紹介しましたが、本年度は、さらに従業員が主体で活動している取り組み例、保健所等地域の機関と協働している取り組みなどを紹介し、身近なところ、できることから始める職場の健康づくりの方法をお伝えします。				

◎関係法令				
開催日時	テーマ	講 師	会 場	定員
内 容				
2月14日(火) 14：00～16：00	有害業務と関係法令(有機溶剤業務を中心に)	関口 光男相談員 (労働関係法令担当)	太田市学習文化センター 第一研修室	50名
芳香族炭化水素系溶剤は多岐にわたりますが、一般に使用される頻度の高い「有機溶剤」は「有機溶剤中毒予防規則」で、製造、取り扱いに係る基準が示されています。設備・換気、管理基準、測定基準、健康診断手技、保護具の使用、貯蔵・空容器処理等労働安全衛生法施行令別表第6の2に定める有機溶剤についてお話します。				

◎認定産業医研修				
開催日時	テーマ	講 師	会 場	定員

内 容				
2月16日(木) 15:00～17:00	職場巡視(産業医) * 定員に達したので締め切りました。	太田 圭子 氏 (㈱IHIエアロスペース社 産業医)	㈱IHIエアロスペース社 富岡事業所 * 富岡市藤木 900	締切
産業医としての活動状況と職場巡視の実際(産業医のみ対象です)。 * 事前申し込みが必要となります。お申込の方には、当日の集合場所等をご連絡します。				
3月15日(木) 15:00～17:00	職場における腰痛対策	藤田 晴康相談員 (産業医学担当)	前橋テルサ つつじ	生涯 専門 2
職場で発生する腰痛は頻度が高く、重労働でなくとも起こりうる。また整形外科・産業保健管理・社会心理など様々な領域がかかわる。複数の視点から対策を論じ、労災問題にも言及する。				

☆各セミナーのお申し込みは、当センターホームページからどうぞ

→ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

1月のセミナー結果

◎メンタルヘルス対策実務向上セミナー

☆ メンタルヘルス不調者への対応(その2)

開催日時 1月26日(木) 14:00～16:00

会 場 群馬産業保健推進センター

講 師 鈴木 浄美 相談員(カウンセリング担当)

参加者 18名

内 容 メンタル不調者への対応、復職支援について具体的なケースを取り上げてお話しいただきました。参加者の方から「とても分かりやすく具体的なお話しで良かった」等のご意見をいただきました。

☆ 支援者のメンタルヘルスに関する事例検討

開催日時 1月31日(火) 14:00～16:00

会 場 群馬産業保健推進センター

講 師 松岡 治子 相談員(メンタルヘルス担当)

参加者 5名

内 容 他者を支援する過程において生じる支援者自身の感情や認知に焦点を当てた事例検討を行いました。参加者の方から「少数で、事例を挙げ、意見を出しあえて良かった」等のご意見をいただきました。

◎衛生管理者実務向上対策

☆ 最新の労働衛生事情を監督署長と現場の衛生管理者に聞く

開催日時 1月30日(月) 14:00～16:00

会 場 渋川市中央公民館 第一学習室

講 師 黛 邦男 氏（沼田労働基準監督署長）
林 恵子 氏（パナソニック電工群馬株）
参 加 者 6 名
内 容 労働衛生管理についての行政の動向や実際の現場における労働衛生管理の活動状況についてご説明いただきました。参加者の方から「現在活躍している人のお話を聞けて良かった」等のご意見をいただきました。

◎健康確保・増進対策

☆ 腰痛にならないために

開催日時 1 月 18 日（水）14：00～16：00
会 場 高崎市総合福祉センター 会議室 2
講 師 大澤 武克 相談員（衛生工学担当）
参 加 者 7 名
内 容 腰痛は職業性疾病の 7 割を占めていることや、重量物取り扱い以外にも発生していることをご説明いただき、参加者の意見も挙げてもらいながら解説いただきました。参加者の方から「ポイントがまとまっている」とのご意見をいただきました。

◎認定産業医研修

☆ 質問紙THIによるこころの健康チェック実演

開催日時 1 月 19 日（木）15：00～17：00
会 場 前橋テルサ つつじ
講 師 鈴木 庄亮 氏（NPO国際エコヘルス研究会代表）
参 加 者 29 名
内 容 心の健康状況を知るために開発された質問紙THI（Total Health Index）についてご説明いただき、実際の実施例に基づく結果や効果等についても解説いただきました。参加者の方から「健診などでいかせれば」とのご意見をいただきました。

（研修風景の写真は当センターホームページからご覧になれます。）

関係機関の動き

- 1 厚生労働省から、「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」が新たに策定されました。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html>

これは、昨年 11 月に取りまとめられた「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」の内容を踏まえて策定されたものです。近年の精神障害の労災請求件数が大幅な増加や、認定の審査には平均約 8.6 か月を要していることから、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の在り方について、医学・法学の専門家による検討会の開催を経て報告書が取りまとめられました。
新たな認定基準では、

①分かりやすい心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）の策定

②いじめやセクシュアルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、その開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価するなどが主な内容となっています。

- 2 厚生労働省から、「職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会」の報告書が公表されました。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z0un.html>

これは、現場の実態に応じたさまざまな化学物質管理方法を認めることを提言したもので、局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入や作業環境測定の評価結果の労働者等への周知が内容となっています。

- 3 厚生労働省から、「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」（放射化物（放射線装置から発生した放射線により汚染された物）の規制、石綿等の製造等の禁止に係る適用除外製品等一覧（ポジティブリスト）の廃止）が公表されました。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yxeg.html>

これは、放射化物（放射線装置から発生した放射線により汚染された物）の規制及び石綿等の製造等の禁止に係る適用除外製品等一覧（ポジティブリスト）の廃止を内容としているものです。新たに、「放射線発生装置から発生した放射線により汚染された物を取り扱う業務」を放射線業務に加え、

- ・ 作業環境測定の実施（法第 65 条第 1 項、令第 21 条）
- ・ 健康診断の実施（法第 66 条第 2 項、令第 22 条）
- ・ 電離放射線障害防止規則の適用（昭和 47 年労働省令第 41 号）

が必要となります。

- 4 厚生労働省から、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」が公表されました。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yx87.html>

これは、機械譲渡時における機械の危険情報提供の促進及び職場における自主的化学物質管理の促進（上記の 2 とは違うもの）を内容としているものです。

- 5 厚生労働省委託事業（ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業）「これからのメンタルヘルス対策」セミナーが開催されます。

⇒<http://www.mentalhealth2011.jp/>

昨年 12 月の臨時国会において、職場のメンタルヘルス対策を強化する等の内容が盛り込まれた労働安全衛生法の改正案が提出されましたが、これからのメンタルヘルス対策について、厚生労働省委託事業としてのセミナーが開催されているものです。

- 6 厚生労働省提供ポータルサイト「こころの耳」では、新たに『映像ライブラリー 動画で学ぶメンタルヘルス教室』が公開されました。

⇒http://kokoro.mhlw.go.jp/hatarakukata/image_library/index.html

15 分の動画とそれに合わせたスライドが掲載されており、社内の研修教材としても活用できるものです。現在掲載されている動画は、「早く気付けるストレスケア」（横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長 山本晴義氏）、「メンタルヘルスケアの必要性和その役割」（社会保険労務士・産業カウンセラー 中辻めぐみ氏）の 2 本です。

- 7 厚生労働省から「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の一部変更について」の通達が出されました。

⇒<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-52/hor1-52-93-1-0.htm>

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、又は輸入する事業者には、有害性調査の実施とその結果を厚生労働大臣へ届出し(以下「新規化学物質製造・輸入届」という。)又は少量新規化学物質としての厚生労働大臣への確認申請(以下「少量新規化学物質確認申請」という。)が義務付けられています。

これらの手続に関し、一部申請を簡略化し、事業者の負担軽減を図ったものです。

- 8 厚生労働省では、平成 23 年度認知行動療法研修事業の一環としてとして、医師を対象とする「うつ病の認知療法・認知行動療法ワークショップ」を行います。

⇒<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/kokoro/ishimuke/>

この事業の目的は、認知療法・認知行動療法に熟達した医療関係者を育てることで、今回は診療報酬で認められている医師(3年以上の精神科臨床経験を持つ医師)を対象として実施されます。

ワークショップの内容は、平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金「精神療法の実施方法と効果に関する研究」および平成 22 年度より実施している厚生労働科学研究費補助金「精神療法の有効性の確立と普及に関する研究」で作成し有用性を検討した「認知療法・認知行動療法治療者用マニュアル」と研修マニュアルに準拠したプログラムに沿って、講義およびグループワーク等となっています。

なお、申込み締め切りは、2012 年 2 月 4 日(土)までとなっています。

先月、除染作業に関する新たな規則が制定されることをお伝えしましたが、さらに「放射化物」なるものの取り扱いに関する業務が放射線業務として加えられ、規制を受けることとなりました。矢継ぎ早の規則制定ですが、労働者の健康確保のため、労働衛生管理はとどまることがありません。

=====
<<群馬産業保健推進センターメール配信サービス解除、変更はこちらから>>

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

<<このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから>>

sanpo10@gummasanpo.jp
=====

《発行元》群馬産業保健推進センター

電話：027-233-0026 FAX：027-233-9966